赤ちゃんが生まれたら

★出生届

【問い合わせ】市民課　市民係　　２３－２１１１

お子さんが生まれた日から 14 日以内に出生の届け出をしてください。

出生届には出生届、出生証明書、母子健康手帳及び届出人の印鑑が必要です。

出生証明書は出生届の右側にあり、通常医師の方で用意してありますので、医師の証明が記入されてから出生届をしてください。

★赤ちゃん訪問

【問い合わせ】健康課 保健係　　２３－２１１１
利根町振興局市民課 保健福祉係　５６－２１１１

赤ちゃんが産まれたら、第１子や希望されるご家庭に保健師や助産師が訪問し、お母さんと赤ちゃんの健康状態を確認したり、心配事をお聴きしたりします。

★赤ちゃんが未熟児のときは

【問い合わせ】沼田保健福祉事務所　　２３－２１８５

出生時の体重が 2,000g 以下や、身体能力が特に虚弱の場合、入院などの医療費の助成を受けることができます。

詳しくは上記に問い合わせください。

★乳幼児医療費助成

【問い合わせ】市民課　国保係　　２３－２１１１

＜小学校を卒業するまでの医療費の助成＞

◎県内の医療機関で診療を受ける際に福祉医療受給資格者証を提示すると、自己負担しなければならない費用を市が助成します。（保険外の診療は助成されません。）

手続きに必要なもの・・・保険証、印鑑

◎県外での診療や治療用装具を装着したときは、いったん医療機関窓口で自己負担金を支払い、後日国保係窓口で福祉医療費請求の手続きをしてください。

手続きに必要なもの・・・保険証、印鑑、領収書、福祉医療費受給資格者証、振込先のわかるもの

＜中学校を卒業するまでの入院費の助成＞

◎中学校３年間は、入院のみ医療費を助成します。中学生には福祉医療費受給資格者証を発行しません。入院されたときは、入院費を病院に支払ってから、国保係窓口で福祉医療費請求の手続きをしてください。

手続きに必要なもの・・・保険証、印鑑、領収書、振込先のわかるもの

※平成 21 年 10 月 1 日から中学生の医療費の助成がかわります。

★出産育児一時金

【問い合わせ】市民課　国保係　　２３－２１１１

国民健康保険の被保険者が出産した場合、世帯主に 350,000 円（産科医療補償制度に加入し出産した場合は 380,000 円）が支給されます。

手続きに必要なもの・・・保険証、印鑑、領収書、振込先のわかるもの、産科医療補償制度の登録証本人控え（加入の場合）

※出産前に「出産育児一時金受領委任払」の申請をすると、被保険者にかわって沼田市から医療機関に直接、出産費用として出産育児一時金給付額上限を支払います。手続き方法等詳細については、お問い合わせください。

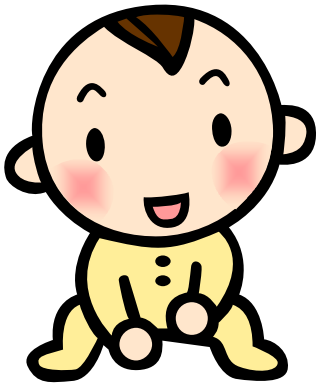

★児童手当

【問い合わせ】社会福祉課　子育て支援係　　２３－２１１１

児童手当は、小学校第６学年修了まで（１２歳到達後、最初の年度末まで）の児童を養育している人に支給されます。ただし、扶養親族等の数に応じた所得限度額が定められているため、所得によっては支給されません。

児童手当の額 （月額）	３歳未満 一律　１０，０００円 ３歳以上 第１子・第２子　５，０００円 第３子以降　１０，０００円
支給の時期	原則として、年３回（２月、６月、１０月）で、支払月の前月分までが支給されます。
児童手当の手続き	手当を受給するには、認定請求書の提出が必要です。手続き方法は、出生届出時、または転入届出の際に、市民課窓口で案内しています。 認定請求書の提出先は、市民課又は社会福祉課の窓口です。 **（児童手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から、支給事由の消滅した日の属する月分までが支給されます。）** ※公務員の場合は、勤務先で手続きをします。
手続きに必要な書類	○振込口座番号の確認できるもの ○年金加入証明書又は、健康保険被保険者証の写し （請求者が厚生年金に加入している場合に必要） ○児童手当用所得証明書 （その年の１月１日に沼田市に住所がなかった場合、１月から５月までの月分は前年の１月１日に住所がなかった場合に必要） ○監護申立書（請求者と児童が別住所の場合） **※児童の住所が市外にある場合は児童を含む世帯全員の住民票も必要です。**
そのほかの手続き	
◆現況届	児童手当を受けている人は、毎年６月に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、毎年６月１日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件を満たしているか確認するためのもので、提出しないと６月分以降の手当は支給されませんのでご注意ください。
◆額改定認定請求書	出生などにより支給の対象となる児童が増えたとき
◆受給事由消滅届	○受給者が他の市町村に転出したとき　○児童を養育しなくなったとき ○特例給付の受給者が退職・転職したことにより厚生年金に加入しなくなったとき　○受給者が公務員となったとき
◆氏名変更届	受給者又は養育している児童の名前が変わったとき

出産祝金

【問い合わせ】社会福祉課　子育て支援係　　２３－２１１１

３人目以降のお子様を出生された時に支給されます。

■支給を受けられる方

３人目からの子（以下「対象児」と言います。）を養育する父又は母で、次のいずれにも該当する方

①申請する人（父又は母）が対象児の出生前１年以上引き続き市内に居住し、沼田市の住民基本台帳に記載又は外国人登録原票の保管がされている。

②父及び母が市税や国民健康保険税・保育料を滞納していない。

■支給金額

対象児１人につき２０万円

■申請手続き

《出産祝金は申請がないと支給されません》

支給対象になると思われる方は、市役所社会福祉課または市民課（振興局含む）にて**「出産祝金認定申請書」**にご記入のうえ、下記の書類を添えて**申請してください。**

○世帯全員の住民票の写し（省略のないもの）

○外国人の方は外国人登録原票記載事項証明書（世帯主の全事項証明書又は生計を同じくしている子全員の全事項証明書）

○父及び母の「市税等に滞納がないことの証明書」

○この他、必要に応じてそのほかの書類を提出していただく場合もあります。

２　出産後・乳幼児期

※「住民票の写し」「外国人登録原票記載事項証明書」は市民課の窓口で、「市税等に滞納がないことの証明書」は税務課の窓口で交付を受けてください。

■支払方法

○申請の際に指定された口座に振り込みになります。
○申請の際は、「振込希望口座を確認できるもの（通帳・キャッシュカードなど)」と「認め印」をお持ちください。
○申請受付後、支給の可否について通知いたします。その後、ご指定の口座に振り込みます。

■申請書配布及び受付場所

○　社会福祉課（東原庁舎一階）　○市民課（市役所一階）
○　白沢町振興局市民課　○利根町振興局市民課・振興局出張所

■申請期限

「出産祝金認定申請書」は、**対象児の出産の日から 60 日以内**に提出してください。

■次の場合は支給が受けられませんのでご注意ください。

○対象児が、出生時に沼田市の住民基本台帳に記載されていない場合又は外国人登録原票が保管されていない場合
○出産祝金の申請前に市外へ転出した場合
○「出産祝金認定申請書」の提出が対象児の出生日から６１日を超えて提出された場合

■「３人目以降」とは、次の場合を言います。

○ 対象児の父または母に養育されている子の３人目以降です。

○１人目・２人目の子については、実子・養子の別や年齢は問いません。

○父又は母の前配偶者との間に生まれた子で、申請者と生計を同じくしている場合は１人目・２人目の子に含みます。

○養育していたが現在は独立した子や出生後に亡くなられた子も、１人目・２人目と数えることができます。

○外国籍の子で国外に居住している子は、１人目・２人目と数えることはできません。

★チャイルドシート購入費補助

【問い合わせ】生活課　生活環境係　　２３－２１１１

沼田市では、交通安全条例第９条により多発する交通死亡事故の抑制と次代を担う幼児の健やかな成長を支援しチャイルドシートの着用を促進するため、チャイルドシートの購入者に対し、その費用の一部を助成します。

■対 象 者

市内に住所を有し、チャイルドシート購入の日又は補助金交付申請の日において１歳未満（０歳児）の乳児の父母で、市税等を滞納していないことが要件となります。

■補助金額

購入価格の２分の１（千円未満切り捨て）で、限度額は５千円です。また、乳児１人に対し１台で、国土交通省（運輸省）の認証マーク入りのものに限ります。

■申請方法

次のものを持参して出生届提出後、生活課（白沢町、利根町にお住まいのかたは、それぞれの振興局）で手続きをしてください。

１　領収書（購入した日、購入者の氏名、購入品名、購入店名が入ったもの）
２　品質保証書又は取扱説明書
（国土交通省〔運輸省〕認証マークがわかるもの）
３　印鑑
４　銀行の通帳又は口座番号の控え（補助金は口座振込です）

子育て中は

★保健推進員

【問い合わせ】健康課　保健係
２３－２１１１

市内の各地域に保健推進員の方たちがいます。市で行う育児相談の協力や子育てに関するチラシを配布するなど、地域で安心して子育てができるよう支援していますので、お気軽にご相談ください。

★育児教室

【問い合わせ】利根町振興局市民課 保健福祉係　５６－２１１１

教室名	内　　容	方　法
ほのぼの教室	乳幼児をもつ保護者を対象に、子どもとのコミュニケーションのとりかたの学習会です。	募集人数20名 3回1コース
のびのび学級	1歳から3歳のお子さんと保護者を対象に、保育士をまじえ一緒にスキンシップを図りながら仲間づくりしましょう。	募集人数20組 5回1コース

※ 詳しい日程・内容等は、広報にてお知らせします。

★子育て支援ボランティア（ポケットクラブ）

【問い合わせ】社会福祉協議会利根支所　５６－４６０３

ポケットクラブは、子育てサロンをはじめ、子どもと保護者の交流の場で、季節行事や親子で楽しめる催し物を行うなどの活動を行っています。

★子育てサロン

【問い合わせ】　沼田市社会福祉協議会
２２－１９９０

０歳から就学前のお子さんと、お父さん・お母さんのための憩いの場です。

親子でくつろいで遊べるとともに、子ども同士の交流、お父さん・お母さんの仲間づくり、相談の場としてもご利用できます。

現在、社会福祉協議会に登録している子育てサロンは、市内に７カ所あります。詳しいことは上記に問い合わせください。

サロン名	活動場所	主な内容	開催数・参加人数等
わいわいくらぶ	沼田市保健福祉センター	絵本の読み聞かせ、歌・おもちゃ遊びなど	月3回 100名前後
あかふうせん	沼田市保健福祉センター	親子交流、おもちゃ遊び、ベビーマッサージ教室など	週1回 20～30人
すくすくサークル	沼田市ふれあい福祉センター	絵本の読み聞かせ、工作、リトミック、手遊びなど	月2回（金曜日） 30人くらい
母乳育児サークル おしゃべり会	久保産婦人科医院内 ラベンダールーム	親同士交流、情報交換、育児相談、勉強会など	月1回 15人くらい 対象は授乳中のお子さん
ミニヨン・スター	沼田市保健福祉センター	おしゃべり、歌、音楽、運動、育児相談など	毎週木曜日 （午後3時半から） 15人くらい
ましゅまろくらぶ	白沢創作館	絵本の読み聞かせ、おしゃべり、自由あそび	毎週水曜日 20～30人
おしゃべりカフェ	利根保健福祉センター	絵本の読み聞かせ、歌、運動、工作、散歩など	月2回 20人

平成 20 年 4 月現在

健康管理は

★乳幼児健康診査

【問い合わせ】健康課 保健係　　２３－２１１１
利根町振興局市民課 保健福祉係　　５６－２１１１

お子さんの健やかな成長のために、下記の健康診査を実施しています。

実施日時については、個人通知及び「広報ぬまた」等で確認をしてください。

健康診査名	対　象	会　場
４か月児 健康診査	３～４か月児	**本庁・白沢町振興局管内の方** 沼田市保健福祉センター **利根町振興局管内の方** 利根保健福祉センター
１０か月児 健康診査	９～１０か月児	
１歳６か月児 健康診査	1歳6～7か月児	
３歳児 健康診査	3歳2～3か月児	

★ 育児相談

【問い合わせ】健康課 保健係　　２３－２１１１
利根町振興局市民課 保健福祉係　５６－２１１１

乳幼児の身体計測や育児相談、栄養士による栄養相談、歯科衛生士による歯科相談等を行っています。気軽にお越しください。

《実施日については、「広報ぬまた」等でご確認ください。》

名　　称	対　　象	開催日	場　　所
エンゼルクラブ	本庁・白沢町振興局管内の乳児（１歳未満）	月１回	沼田市保健福祉センター
わんぱくクラブ	本庁・白沢町振興局管内の幼児（１歳以上）	２か月に１回	
こあらクラブ	利根町振興局管内の乳幼児	年４回	利根保健福祉センター

★ ２歳児歯科相談

【問い合わせ】健康課 保健係　　２３－２１１１
利根町振興局市民課 保健福祉係　５６－２１１１

沼田市では、平成１８年５月から２歳児歯科相談を行っています。希望者には、歯科検診とむし歯の予防に効果的なフッ素塗布を無料で行います。

実施日については、「広報ぬまた」等でご確認ください。

★予防接種

【問い合わせ】健康課 予防係　　２３－２１１１

お子さんが元気に成長していくために適切な時期に予防接種を受け、免疫をつけることにより感染症にかかることを予防します。

◎個人通知は行いません。

・お子さんが最初の予防接種を受ける前に予防接種の説明や予診票を一冊にまとめた予診票綴と実施医療機関一覧表を郵送しますので、計画的に接種を受けてください。
・ポリオは集団接種で春と秋の２回行っています。詳しい日程は広報をご覧ください。(対象者には、毎年３月に日程を郵送します。)
・その他の予防接種は医療機関で個別に接種を受けてください。

◎予防接種は法律の改正等で接種時期や対象者等、変更になる場合がありますのでご注意ください。

★発育や発達が気になるときは

ことばが遅い、発達が気になる等の心配があるお子さんは、言語聴覚士や心理の専門家による相談が受けられます。また、遊びを通して育児を支援する「ふれあい教室」も実施していますので、お気軽にご相談ください。

＊予約や申込みが必要となりますので、下記までご連絡ください。
健康に関するお問い合わせも随時受け付けています。

健康課保健係	Tel２３－２１１１	受付時間 ８：３０～１７：１５
利根町振興局市民課 保健福祉係	Tel５６－２１１１	

急な病気のときの受診は

お子さんが最もよい医療を受けるためには、日頃からお子さんの体質や病歴などをご存じの「かかりつけ医」に相談したり、医療体制が整っている昼間の診療時間帯に受診することが大切です。

もし、休日や夜間の急な発熱・腹痛などの時にかかりつけ医にかかれない時には、次の機関をご利用ください。

★夜間小児救急診療室

《場　　所》独立行政法人国立病院機構沼田病院
１階内科外来　　２３－２１８１
《診 療 日》毎週 火曜日､木曜日
※祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く
《診療時間》１９：００～２２：００

※上記以外の時間帯については、利根沼田広域消防本部の救急病院等案内テレホンサービス（２４－００９９）にお問い合わせください。

★ 沼田利根医師会休日急患診療所

《場　　所》沼田市下之町８８８番地　グリーンベル２１内（６階）
　　２４－１１９９
《診 療 日》日曜・祝日・年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）
《診療時間》１０：００～１６：００
《診療科目》内科
※お子さんの診療に関しては、お電話で問い合わせてからご来所ください。

★ 小児救急電話相談「群馬こども救急相談」について

県では、子どもの急病時、保護者の方々が医療機関へ受診させた方が良いかどうか迷ったときに、医療機関へのかかり方、家庭での対処法について電話相談窓口を設けています。

《相談日と時間》月～土曜日１９：００～２２：００
　　日曜日･祝日･年末年始９：００～２２：００
《対　　象》１５歳未満の子どもの保護者
《費　　用》無料（通話料は有料となります。）
《電話番号》＃８０００（携帯電話からの利用もできます。）
《電話応対者》専任の相談員（保健師または看護師）
《利用上の注意》
この電話は病気の診断・治療をするものではなく、助言によって保護者の判断の参考としていただくものです。
保護者の目から見て明らかに緊急を要する場合には１１９番をご利用ください。

その他の子育て支援サービス

★ 地域子育て支援センター

【問い合わせ】
○沼田恵保育園「チャイルドハウスめぐみ」清水町４３３０
・・・　２４－４１６３
○沼田幼稚園子育て支援センター　坊新田町１１０５－３
・・・０９０－３００９－２８５６（支援センター専用電話）

子育て支援センターは、０歳から就学前のお子さんと保護者に楽しく過ごしていただく場所です。利用料はかかりません。子育て中の「育児に自信がない、悩みがある」、「ストレスがたまる」、「仲間が欲しい」・・・そんな思いの母さんとご家族へのサポートを目的に設置されています。

《開館時間》
チャイルドハウスめぐみ　　平日　１０：００～１５：００
沼田幼稚園子育て支援センター　平日　　９：００～１４：００
《休 館 日》土・日・祝日・春休み・夏休み・年末年始等

※月によって開館日及び開館時間等の変更がありますので、ご利用の際は直接お問い合わせください。

★病後児保育

【問い合わせ】
沼田恵保育園　病後児保育室「たんぽぽケアルーム」
清水町４３３０　　２４－４１６３

お子さんの病気や怪我が治りきらなくて保育園に行かせるのが不安、もう少し自宅で安静にさせたいがそんなに仕事が休めない・・・そんなことで困ったことはありませんか？「たんぽぽケアルーム」では、病気や怪我の回復期にある１歳から小学校３年生までのお子さんを専用の保育室で看護師が一時的にお預かりします。

○利用できる方
市内に在住し、勤務の都合などやむを得ない理由により、家庭で育児を行うのが困難な方
○利用料金
子ども一人 １日 １，０００円（減免制度あり）
○保育時間
平日　８：００～１７：３０
土曜　８：００～１７：３０（予約なき場合は閉室となります）

※予約制のため、ご利用にあたっては前日の午後５時までに連絡をお願いします。

★ ファミリー・サポート・センター

【問い合わせ】沼田市ファミリー・サポート・センター
（ＮＰＯ法人尾瀬なでしこの会）
高橋場町４６４１－１　　２２－２４４７

「子育てを手伝って欲しい人」と「子育てを手伝いたい人」が会員になって、一時的な子どものお世話を有料で行うシステムです。

残業で保育園の迎えの時間に間に合わない、急な用事で子どもを置いて出かけなければならない・・・そんな時、センターに登録をした「まかせて会員」がお手伝いをします。

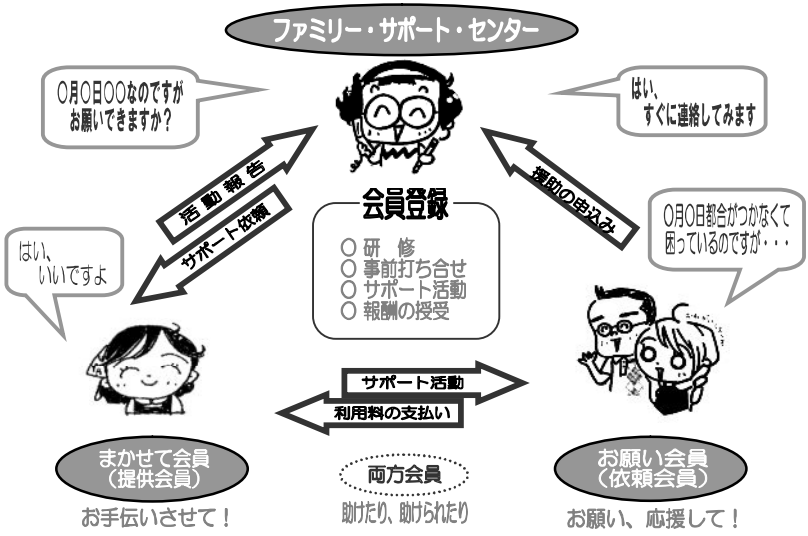

○利用方法

センターに登録し、会員になっていただきます。（会費無料）

○会員の種類

＜お願い会員＞生後３ヶ月から小学校６年生までのお子さんの保護者で市内在住・在勤の方

＜まかせて会員＞市内在住・在勤でご自宅にてお子さんを預かれる方

＜どっちも会員＞両方を兼ねる方

○利用料金

活　　動　　日	時間帯	１時間当たり
平日（月曜日から金曜日）	７時から１９時まで	７００円
	上記以外の時間	８００円
土・日・祝日・年末年始	７時から１９時まで	８００円
	上記以外の時間	９００円

★一時保育、特定保育

【問い合わせ】

①沼田恵保育園	清水町４３３０	２４－４１６３
②ぬまた南保育園	東原新町１４１１－５	２２－５５１９
③川田保育園	下川田町５４０	２３－１５９９

保護者が仕事や病気による入院、育児疲れなどで、お子さんの世話ができない場合に、一時的に保育園でお子さんをお預かりします。一時・特定保育事業を実施しているのは、沼田恵保育園(私立)・ぬまた南保育園(公立)・川田保育園(公立)の３園です。

○一時保育

保護者が病気や育児疲れなどで、急に家庭での保育ができなくなった場合に、一時的にお子さんをお預かりします。(原則 14 日以内)

○特定保育

保護者が週２，３日又は１ヶ月あたり６４時間程度働いたり、通学したりするなどの理由により、家庭での保育ができない場合にお子さんをお預かりします。

(原則週 3 日以内)

○実施園及び内容

	沼田恵保育園	ぬまた南保育園	川田保育園
対象年齢	生後10ヶ月から 小学校就学前まで	生後10ヶ月から 小学校就学前まで	生後1歳から 小学校就学前まで
保育時間	平日:8:30～16:00 ※土曜日及び長時間保育については要相談	平日:8:30～16:00 土曜:8:30～正午 ※特別な事情がある場合は要相談	平日:8:30～16:00 土曜:8:30～正午 ※特別な事情がある場合は要相談
保育料 （食事代含む）	日額　2，250円	○3歳未満児 日額　2，000円 ○3歳以上児 日額　1，500円 （減免制度あり）	○3歳未満児 日額　2，000円 ○3歳以上児 日額　1，500円 （減免制度あり）
申込み	直接希望する保育園へ申込んでください。		

★おはなしポケット

【問い合わせ】社会教育課（図書館）　２２－０５５０

沼田読み聞かせの会がボランティアにて、子どもを対象に絵本や紙芝居などの読み聞かせ等を行っています。親子で楽しい時間をお過ごしください。

《場　所》沼田市立図書館　３階　おはなしのへや
《日　時》毎月第１、第３土曜日　午後２時３０分～午後３時位
※月によって開催日及び開催時間等の変更があります。「広報ぬまた」や館内でのチラシをご覧いただくか、上記にお問い合わせください。

★ブックスタート

【問い合わせ】社会教育課（図書館）　２２－０５５０

ブックスタートとは、赤ちゃんと保護者が、肌のぬくもりを感じながら言葉と心を通わせるひとときを「絵本」を介して持つことを応援する運動です。

市の健康診査待ち時間を利用し、ボランティアや図書館職員が、親子のコミュニケーションの大切さを伝え、絵本の読み聞かせを行いながら絵本等を手渡します。

《場　所》沼田市保健福祉センター
　　利根保健福祉センター
《対象者》４か月児健康診査該当児とその保護者

★ ぐんまちょい得キッズパスポート事業

【問い合わせ】
①社会福祉課　子育て支援係　　２３－２１１１
　群馬県少子化対策・青少年課子ども未来係
　　０２７－２２６－２３９２

子どもを生みやすく、育てやすい環境づくりに向け、企業と行政が一体となって子育てを応援する事業です。

本事業に協賛いただく店舗等（ぐーちょきショップ）に「ぐーちょきパスポート」を提示することで「ちょっとお得」な特典が受けられます。

《対 象 者》
・中学生までのお子さんをお持ちの家庭
・妊娠中の方がいる家庭

《利用方法》
・協賛ステッカーが提示されている店舗で、ぐーちょきパスポートを提示してください。
・利用方法は店舗等により異なりますので、県ホームページ等で確認してください。
・ぐーちょきパスポートは、県内全域の協賛店で使用できます。

２　出産後・乳幼児期

《パスポートの受け取り方》

・ぐーちょきパスポートは、妊娠届出時や出生届出時、また、乳幼児健康診査等の際にお配りしていますが、お手元に届かない方は社会福祉課子育て支援係で受け取ってください。